

平成23年3月30日

特別研究員 各位

独立行政法人日本学術振興会
総務部 研究者養成課長
大城 功

特別研究員（SPD、PD、RPD）の研究費の受給について（事務連絡）

日本学術振興会特別研究員については、「採用期間中は、国内外を問わず、他のフェローシップ、研究費の助成等を本会以外から受給することはできない」としているところです。

このたび、「特別研究員－SPD、特別研究員－PD及び特別研究員－RPD」については、特別研究員としての研究課題が更に進展すると考えられる研究（共同研究等への参画を含む。）を実施する場合などにおいて、下記の①～③の事項を全て満たす場合に限り、本会以外から助成される研究費を受給すること又は助成を受けた研究者から研究費の配分を受けることを可能とする取扱いとすることにしましたので、お知らせいたします。

なお、特別研究員－DCについては、この取扱いには該当しないので、ご留意下さい。

記

1.対象者

特別研究員－SPD
特別研究員－PD
特別研究員－RPD

2.受給要件（次の①～③の事項を全て満たす場合に限ります。）

- ①科学研究費補助金（特別研究員奨励費）（以下「特別研究員奨励費」という。）の研究課題の研究遂行に支障が生じないこと（特別研究員としての活動時間のうち、特別研究員奨励費の研究課題に係る研究活動時間が、年間を通じて概ね6割を下回らないこと）
- ②受給しようとする研究費が特別研究員奨励費の研究課題と同一でないこと
- ③研究費を助成する機関が特別研究員による受給を認めていること（注）
（注）特別研究員奨励費以外の科学研究費補助金については、受給することは認められていません。

3.手続き

別添の「特別研究員研究費受給届（様式15）」に必要事項を記載し、平成23年度採用内定者においては採用時の手続きの際に、採用中の者においては研究費

受給開始の1ヶ月前までに受入機関の事務局を経由して本会までご提出下さい。
提出書類の作成にあたっては、本会ホームページの下記URLからダウンロードする事ができますので、ご利用下さい。
(http://www.jsps.go.jp/j-pd/pd_tebiki/yoshiki.html)

4.研究費の管理

研究費の管理に関しては、研究費を助成する機関の取扱いによって、個人管理、機関管理と異なる場合があります。

機関管理の場合には、受入研究機関と管理の方法について、申請時点において十分に相談して下さい。

また、個人管理の場合には研究費を助成する機関の指示を踏まえて、自ら責任を持って適切に管理して下さい。

【本件照会先】

日本学術振興会総務部研究者養成課
特別研究員事業担当

電話：(03) 3263-4998

FAX：(03) 3222-1986